

## やまがた蔵王自転車活用推進協議会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 やまがた蔵王自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、蔵王における自転車の活用推進を図り、地域活性化の向上に寄与することを目的として設置する。

## （所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車の活用推進に関する事
- (2) その他必要な事項に関する事

## （会員団体）

第3条 協議会の会員は、次の団体及び機関（以下「会員団体」という。）をもって組織し、別表1のとおりとする。

- (1) 拠点施設等関係団体
- (2) 観光関係団体
- (3) サイクリングイベント関係団体
- (4) 行政団体

## （会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、当該会議の出席者から互選により選出し、協議会を総括し、当該会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会員団体の中から会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 4 会長の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

## （会議）

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 前項の会議は、会員団体の2分の1以上の出席がなければ、成立しない。
- 3 会長は、第1条の目的を達成するために特に必要なときは、会員団体以外の者を、会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、山形県村山総合支庁産業経済部及び建設部内に置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 協議会の庶務は、山形県村山総合支庁建設部建設総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年〇月〇日から施行する。

(別表1) 会員団体 (第3条関係)

団体・機関名
道の駅「やまがた蔵王」
蔵王温泉観光協会
蔵王坊平観光協議会
蔵王猿倉観光協議会
一般社団法人山形市観光協会
一般社団法人上山市観光物産協会
蔵王坊平ヒルクライム in やまがた実行委員会
山形市企画調整部企画調整課
山形市商工観光部観光戦略課
上山市観光・ブランド推進課
上山市建設課
山形県村山総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室
山形県村山総合支庁建設部建設総務課
山形県村山総合支庁建設部道路課

(別表2) 事務局 (第6条関係)

団体・機関名	役職
山形県村山総合支庁産業経済部 地域産業経済課観光振興室	室長補佐
山形県村山総合支庁建設部 建設総務課	副主幹
	建設技術調整専門員
山形県村山総合支庁建設部 道路課	課長補佐
	道路管理専門員